

大和市告示第168号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年10月29日

大和市長 古谷田 力

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第5条中「2,000円を」の次に「、新型コロナウイルス感染症の予防接種については3,000円を」を加える。

第9条第3号中「及び」を「、新型コロナウイルス感染症の予防接種及び」に改める。

別表第1インフルエンザの項中「第2条の3」を「第2条の4」に改め、同項の次に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症	—	65歳以上の者又は60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則第2条の6に規定するもの	費用免除者 16,951円 費用免除者以外の者 13,951円
--------------	---	---	------------------------------------

別表第1肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項中「第2条の4」を「第2条の5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公表の日から施行し、この要綱による改正後の大和市予防接種費用の助成に関する要綱（以下「新要綱」という。）第5条、第9条第3号及び別表第1の規定は、令和6年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に改正前の大和市予防接種費用の助成に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によってした申請、決定その他の行為は、新要綱の相当規定によってした申請、決定その他の行為とみなす。

3 新要綱第5条、第9条第3号及び別表第1の規定は、令和6年9月1日以後に旧要綱第6条の規定による申請を行い、及び適用日以後に実施する予防接種について適用する。